

障害福祉計画及び障害児福祉計画 に係る成果目標及び活動指標について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

障害福祉計画及び障害児福祉計画 に係る成果目標及び活動指標について

- 成果目標①: 施設入所者の地域生活への移行
- 成果目標②: 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 成果目標③: 地域生活拠点等における機能の充実
- 成果目標④: 福祉施設から一般就労への移行等
- 成果目標⑤: 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- 成果目標⑥: 相談支援体制の充実強化等
- 成果目標⑦: 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築
- 活動指標の全体像

令和2年1月17日

成果目標①

施設入所者の地域生活への移行

成果目標①ー1 施設入所者の地域生活移行者数に関する目標について

現状

- 平成28年度末の施設入所者を母数とした地域生活移行者の割合は、平成30年度末時点で2.4%であり、引き続き、現状の水準で推移した場合、令和2年度末の目標値である9%を下回る状況。
- また、平成28年～平成30年の地域移行生活移行者の水準を踏まえると、令和元年度末の施設入所者数を母数とした地域生活移行者の割合は、令和5年度末までに5.7%となる見込み。



成果目標(案)

- 施設入所者の重度化・高齢化により、入所施設からの退所は入院・死亡を理由とする割合が年々高まっており、自宅やグループホームなどへの地域生活移行者数は、上記の現状の通り減少傾向にある。
- 一方で、障害者の重度化・高齢化に対応するための、日中サービス支援型グループホームなど障害福祉サービスの機能強化や地域生活支援拠点等の整備にかかる取組を踏まえ、第6期障害福祉計画の基本指針においては、成果目標を以下のように設定してはどうか。

【成果目標(案)】

令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

(参考)基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

目標値	第1～2期 (H18～23年度)	第3期 (H24～26年度)	第4期 (H27～29年度)	第5期 (H30～R2年度)	第6期 (R3～5年度)
基本指針	10% (平成17年10月1日～ 23年度末(6.5年間))	30% (平成17年10月1日～ 26年度末(9.5年間))	12% (平成25年度末～ 29年度末(4年間))	9% (平成28年度末～ 令和2年度末(4年間))	6% (令和元年度末～ 5年度末(4年間))
都道府県 障害福祉計画	14.5% (平成17年10月1日～ 23年度末(6.5年間))	25.2% (平成17年10月1日～ 26年度末(9.5年間))	13.3% (平成25年度末～ 29年度末(4年間))	8.0% (平成28年度末～ 令和2年度末(4年間))	—

平成21～23年度は10月1日数値、24年度～30年度は3月末数値。令和元年度以降は推計。(出典:施設入所者の地域生活の移行に関する状況調査)

成果目標①ー2 施設入所者数の削減に関する目標について

現 状

- 直近3か年(平成28年～平成30年)の施設入所者数削減の状況を踏まえると、平成28年度末の施設入所者数を母数とした削減の割合は令和2年度末までに1.6%となる見込みであり、現状の水準で推移した場合、令和2年度末の目標値である2%を下回る状況。

成果目標(案)

- 施設入所者の現状をみると、障害支援区分5以下の利用者は減少または横ばいである一方、区分6の利用が増加しており、全体として施設入所者の重度化が進んでいる。また、65歳以上の利用者の割合が増加している。
- こうした傾向は、平成25年3月以降、一貫して続いており、地域移行を進めるためには、地域における受け皿の整備や支援体制の充実を継続して進めていく必要がある。
- 第6期障害福祉計画の基本指針においては、真に施設入所支援が必要な場合を検討することを求めつつ、近年の施設入所者数の削減状況を踏まえ、成果目標を以下のように設定してはどうか。

【成果目標(案)】

令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

(参考)基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～令和2年度)	第6期 (令和3～5年度)
基本指針	▲7% (平成17年10月1日～ 23年度末(6.5年間))	▲10% (平成17年10月1日～ 26年度末(9.5年間))	▲4% (平成25年度末～ 29年度末(4年間))	▲2% (平成28年度末～ 32年度末(4年間))	▲1.6% (令和元年度末～ 令和5年度末(4年間))
都道府県 障害福祉計画	▲8.4% (平成17年10月1日～ 23年度末(6.5年間))	▲15.4% (平成17年10月1日～ 26年度末(9.5年間))	▲3.8% (平成25年度末～ 29年度末(4年間))	▲2.2% (平成28年度末～ 32年度末(4年間))	—

成果目標②
精神障害にも対応した
地域包括ケアシステムの構築

成果目標② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標について

現状

- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」実施自治体数の増加等、構築に向けた取組は一定程度進んできたところであるが、第5期の成果目標である、長期入院患者数の減少など、目標達成に向けた取組を引き続き、推進する必要がある。
- 保健・医療・福祉関係者による協議の場の圏域ごとの設置については、第5期障害福祉計画期間中にほぼ全圏域で設置される見込みであることから、今後は協議の場の活性化に向けた取組が必要。市町村ごとの協議の場の設置については、引き続き設置に向けた取組を推進していくことが必要。



成果目標(案)

- 精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制について今後も計画的に推進する観点から、地域生活支援連携体制整備を評価する指標として、精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数を成果目標として設定してはどうか。
- 精神病床における1年以上長期入院患者数の減少(65歳以上、65歳未満の内訳)、精神病床における入院後3ヶ月時点・6ヶ月時点・1年時点の退院率の上昇については、引き続き、目標値として設定してはどうか。

【成果目標(案)】

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数の上昇:316日以上とすることを基本とする。**(新規)**
- 精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)を設定する。令和5年度末の全国の目標値は平成30年度と比べて6.6～4.9万人減少になる。
- 精神病床における退院率の上昇:3ヶ月時点69%以上、6ヶ月時点86%以上、12ヶ月時点92%以上とすることを基本とする。

成果目標③
地域生活支援拠点等における
機能の充実

成果目標③ 地域生活支援拠点等の整備に向けた取組について

現 状

- 地域には、障害児者を支える様々な資源が存在し、これまでも各地域の障害福祉計画に基づき整備が進められているが、それらの有機的な結びつきが必ずしも十分でないことから、今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害児者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援拠点等の積極的な整備を推進していくことが必要。
- 第5期障害福祉計画期間中に、1,741市区町村のうち、1,320市区町村(圏域含む)において地域生活支援拠点等の整備が行われる見込み。(平成30年4月1日時点)

成果目標(案)

- 地域生活支援拠点等は、整備後も地域のニーズ・課題に応えられているか、必要な機能の水準や充足を継続的に検証・検討を行う必要がある。
- 他方、数値目標を示さないことで、地域生活支援拠点等の整備の必要性がなくなったとの誤解を与えることのないよう留意する必要がある。
- 第6期障害福祉計画の基本指針においては、第5期障害福祉計画期間に目標が概ね達成されるという前提に立ちつつも、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を整備し、地域生活支援拠点等における機能の充実・強化に係る内容を強く打ち出してはどうか。

【成果目標(案)】

令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。

成果目標④

福祉施設から一般就労への移行等

成果目標④：福祉施設から一般就労への移行等

- 就労系サービスは、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、一般就労への定着実績や工賃実績等に応じた報酬体系とし、工賃・賃金向上や一般就労への移行に取り組んでいるところであり、この取組を一層促進させていく必要がある。
- また、平成30年4月に創設した就労定着支援事業についても、その利用促進を図り、障害者が安心して働き続けられる環境整備を進めていく必要がある。加えて、地域共生社会の実現に向け、障害者が地域を支え、活躍する取組の一つとして、農福連携について、「農福連携等推進ビジョン」（令和元年6月4日農福連携等推進会議決定）を踏まえた更なる推進が求められている。さらに、多様なニーズへの対応として、大学等在学中の学生や高齢者に対する就労支援も重要となっている。
- さらに、就労継続支援事業における工賃向上の取組については、各都道府県が別途作成する「工賃向上計画」に基づき、計画的に実施しているところである。

成果目標等に関する見直し案

第5期障害福祉計画		見直し案
項目	内容	
①一般就労への移行	就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、平成三十二年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成二十八年度の一般就労への移行実績の一・五倍以上	【継続・変更】 「一般就労への移行」に係る目標として移行者数を堅持。 その上で、「一般就労への移行」における就労移行支援事業の取組を更に進めるとともに、就労継続支援の取組も評価していくため、移行者数の目標値において、就労移行支援事業の目標を明確化するとともに、就労継続支援A型及び就労継続支援B型についても事業目的を踏まえつつ、目標を掲げてみてはどうか。
②就労移行支援事業の利用者数	就労移行支援事業の利用者数については、平成三十二年度末における利用者数が平成二十八年度末における利用者数の二割以上増加	【削除】 上記に伴い、就労移行支援事業の取組は移行者数で評価することとし、②就労移行支援事業の利用者数及び③就労移行支援事業所の就労移行率については、目標値として設定しないこととしてはどうか。
③就労移行支援事業所の就労移行率	就労移行支援事業所のうち、就労移行率が三割以上の事業所を全体の五割以上	
④就労定着支援事業	就労定着支援事業による支援を開始した時点から一年後の職場定着率に係る目標値を設定することとし、当該目標値の設定に当たっては、就労定着支援事業による支援を開始した時点から一年後の職場定着率を八割以上	【変更】 就労定着支援事業の利用状況を踏まえ、更なるサービス利用を促すため、利用者数を成果目標として追加してはどうか。 また、定着率の数値目標については、平成30年度報酬改定の内容（就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数）に応じた基本報酬）に合わせてはどうか。

（その他）既存の「工賃向上」等の記載のほかに、「農福連携」、「大学在学中の就労移行支援事業」、「高齢障害者における社会参加・就労」に関する記載を盛り込んではどうか。

成果目標④－１ 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数に関する目標について

現 状

- 就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援）の利用を経て一般就労へ移行した者の数については、平成29年度実績で平成24年度実績の約1.9倍（15,957人）となっている。
- 平成27年度から平成29年度の移行者数の増加数（約900人）から推計すると、令和2年度においては、第5期障害福祉計画の基本指針の成果目標である「平成28年度実績の1.5倍の一般就労への移行者の達成」を達成するのは困難であることが見込まれる。



成果目標(案)

- 「一般就労への移行」に係る目標として移行者数を堅持した上で、「一般就労への移行」における就労移行支援事業の取組を更に進めるとともに、就労継続支援の取組も評価していくため、移行者数の目標値において、就労移行支援事業の目標を明確化するとともに、就労継続支援A型及び就労継続支援B型についても事業目的を踏まえつつ、目標を掲げてみてはどうか。
- 上記に伴い、就労移行支援事業の取組は移行者数で評価することとし、就労移行支援事業の利用者数及び就労移行支援事業所の就労移行率については、目標値として設定しないこととしてはどうか。

【成果目標(案)】

令和5年度までに、令和元年度実績の1.27倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。そのうち、就労移行支援については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、引き続き現状の利用者数を確保するとともに、移行率の上昇を見込み、令和5年度までに、令和元年度実績の1.30倍以上の移行実績を達成することを基本とする。

また、就労継続支援A型及び就労継続支援B型については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施するものであることから、その事業目的に照らし、それぞれ、令和5年度までに、令和元年度実績の概ね1.26倍以上*、1.23倍以上*を目指すこととする。**(新規)**

* 就労継続支援A型については、移行率が着実に上昇していくと見込み設定。就労継続支援B型については、移行率は現状を維持するとともに、利用者が着実に増加していくと見込み設定。

成果目標④－２ 就労定着支援事業に関する目標について

現 状

- 平成30年度報酬改定において、就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数）に応じた基本報酬とした。
- 就労定着支援事業の利用者数は8,607人（令和元年6月）であり、就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数15,957人（平成29年度実績）と比較しても、低調である。



成果目標(案)

- 就労定着支援事業の利用状況を踏まえ、更なるサービス利用を促すため、利用者数を成果目標として追加してはどうか。
- また、定着率の数値目標については、平成30年度報酬改定の内容（就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数）に応じた基本報酬）に合わせてはどうか。

【成果目標(案)】

就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。**（新規）**

また、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。**（新規）**

成果目標⑤
障害児通所支援等の地域支援
体制の整備

成果目標⑤－１ 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築について

現 状

- 第１期障害児福祉計画において、各市町村に児童発達支援センターを１カ所以上設置するとともに、保育所等訪問支援の実施体制の確保を成果目標として掲げているが、平成30年度末現在の達成状況はいずれも十分とは言えない。
 - ・ 児童発達支援センターを設置している市町村の割合 32%
 - ・ 保育所等訪問の実施体制を確保している市町村の割合 42%

[平成30年度末現在（いずれも圏域設置を含む） 障害保健福祉部調べ]
- 聴覚障害児を含む難聴児の支援に当たっては、保育、保健医療、教育の関係機関と連携し、切れ目のない支援を行うことが重要である。

成果目標（案）

- 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の実施体制の確保については、引き続き全市町村における設置及び実施体制の確保を目指してはどうか。
（※また、極端な過疎地域や極端な広域のために児童発達支援センターの効率的な運用が望めない市町村においては、共生型サービスや基準該当事業所等による児童発達支援の提供体制を確保しつつ、市町村の障害福祉主管部局等が中心となって、同等の地域支援の中核的機能を整備することが考えられることを基本指針に明記してはどうか。）
- 聴覚障害児を含む難聴児の支援に当たっては、都道府県において、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障害）等を活用した難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保を進めるとともに、新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備のための協議会の設置や「新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引書」の作成を進め、難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実を図ることが必要であることから、児童発達支援センター、特別支援学校等を活用した難聴児支援のための中核機能の整備を行うことを新たに成果目標に盛り込んでどうか。

【成果目標（案）】

- ・ 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和５年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも１カ所以上設置することを基本とする。
- ・ また、令和５年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図るなど、難聴児支援のための中核機能を果たす体制を確保することを基本とする。 **（新規）**
- ・ 地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和５年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

成果目標⑤ー2 重症心身障害児・医療的ケア児への支援について

現 状

- 第1期障害児福祉計画において、主として重症心身障害児を受け入れる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスについてすべての市町村で1カ所以上確保することを成果目標に掲げているが、平成30年度末現在の達成状況はいずれも十分とは言えない。
- ・ 重症心身障害児を受け入れる児童発達支援事業所を1以上確保している市町村の割合 28%
 - ・ “ ” 放課後等デイサービス事業所を1以上確保している市町村の割合 30%
- [平成30年度末現在（いずれも圏域設置を含む） 障害保健福祉部調べ]
- また、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を都道府県及び市町村（または圏域）に設置することについては都道府県と指定都市は達成済み、市町村もある程度進みつつある。一方で医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置しているケースはまだ少ない。
- | | | | |
|----------------------|------|-----------------------------------|-----|
| ・ 協議の場を設置している都道府県の割合 | 100% | ・ 医療的ケア児等コーディネーターを配置している都道府県の割合 | 26% |
| ・ “ ” 指定都市の割合 | 100% | ・ 医療的ケア児等コーディネーターを配置している指定都市の割合 | 55% |
| ・ “ ” 市町村・圏域の割合 | 68% | ・ 医療的ケア児等コーディネーターを配置している市町村・圏域の割合 | 21% |
- [令和元年8月1日現在 障害保健福祉部調べ]

成果目標（案）

- 主として重症心身障害児を受け入れる障害児通所支援事業所については、引き続き全市町村における1カ所以上の確保を目指してはどうか。
- 医療的ケア児支援のための協議の場については、設置自体は進んできていることを踏まえ、引き続き全圏域又は市町村での設置を目指すこととし、更に加えて、都道府県及び圏域又は市町村における医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を、新たに盛り込んでどうか。

【成果目標（案）】

- 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
- 令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とする。

（追加）

成果目標⑥

相談支援体制の充実・強化等

成果目標⑥ 相談支援体制の充実・強化等に関する目標について

現 状

- 指定特定・指定障害児相談支援事業所は、平成31年4月1日時点で10,202箇所、従事する相談支援専門員数は22,453人となっており、計画相談支援対象者拡大前の平成24年度と比較すると、事業所数で3.6倍、従事者数が4倍となっている。
- 基幹相談支援センターは、平成31年4月1日時点で39%の市町村(687市町村・846箇所)が設置。
- 計画相談支援の対象者を原則障害福祉サービスを対象とするすべての利用者へ拡大したことに伴い、事業所数及び従事者数は増加し、これらの事業所へのバックアップを含め相談支援体制を充実・強化する取組の中核となる基幹相談支援センターの設置も進んでいる。
- 一方、1事業所当たりの相談支援専門員数が少ないなど、運営体制が脆弱な事業所が多いことから、市町村又は圏域において、これら事業所を援助するなど相談支援体制の更なる充実に向けた取組が求められている。



成果目標(案)

- 更なる相談支援体制の充実・強化等を推進するための取組として、第6期障害福祉計画の基本指針においては、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組を着実に進めて行く観点から、以下の成果目標を設定してはどうか。

【成果目標(案)】

令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する。(新規)

活動指標(案)

事 項

総合的・専門的な相談支援の実施	障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施
	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導助言
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者の人材育成のために行う支援の実施
	地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施

成果目標⑦

障害福祉サービス等の質の向上を
図るための取組に係る体制の構築

成果目標⑦ 障害福祉サービス等の質の向上に関する目標について

現状

- 現在の基本指針においては、サービスの質の向上を図るため第三者による評価や障害福祉サービス等の情報公開制度の活用について記載している。
- また、障害支援区分を適切に認定するため、都道府県を中心とした各市町村（認定調査員）との研修体制を構築している。
- 近年、障害福祉サービス等の多様化、サービス事業所の増加に伴い、より一層事業者が利用者に対して、真に必要なサービスを提供することが求められている。

成果目標(案)

- 利用者が真に必要な障害福祉サービス等を提供していくための取組みとして、
 - ・相談支援従事者研修等の各種研修を活用した市町村職員の受講への参加を促す取組み
 - ・市町村において、国保連における審査でエラーとなった内容の分析結果等を活用した取組みなどが必要であり、上記を実施するための体制を構築するため、次期基本方針においては、成果目標として以下のように設定してはどうか。
※請求内容の誤りを防ぐため、支払い状況（請求明細内容）を点検することの重要性については、基本指針に盛り込むことを検討。

【成果目標(案)】

令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築する（新規）

活動指標(案)

事 項

都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数（市町村）

障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数（市町村）

都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数（都道府県、政令市、中核市）

活動指標の全体像

活動指標の全体像

福祉施設から一般就労への移行等、障害福祉サービス、相談支援、発達障害者支援、障害児支援、精神障害者関係及び障害福祉サービス等の質の向上に係る活動指標の全体像及び各々の見込みを立てる際の勘案事項は次表のとおり。

なお、サービスの量は、障害福祉サービスの訪問系はまとめて、それ以外のサービスはそれぞれの種類ごとに見込む。

<福祉施設から一般就労への移行等>

事 項	内 容	第6期障害福祉計画 の活動指標の考え方
就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行	都道府県の障害保健福祉担当部局は、令和五年度において、就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者のうち、一般就労への移行者数の見込みを設定する	第5期障害福祉計画からの継続
障害者に対する職業訓練の受講	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労への移行を促進するため、令和五年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者が職業訓練を受講することができるよう、受講者数の見込みを設定する。	
福祉施設から公共職業安定所への誘導	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、就労移行支援事業者等と公共職業安定所との円滑な連携を促し、令和五年度において、福祉施設の利用者のうち、必要な者が公共職業安定所の支援を受けることができるよう、福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数の見込みを設定する。	
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導	都道府県の労働担当部局及び障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労に移行した者の職場定着を支援するため、令和五年度において、福祉施設から一般就労に移行する利用者のうち、必要な者が就労移行支援事業者等と連携した障害者就業・生活支援センターによる支援を受けることができるよう、福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数の見込みを設定する。	
公共職業安定所における福祉施設利用者の支援	都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、就労移行支援事業者等と公共職業安定所との円滑な連携を促すとともに、就労移行支援事業者等が適切かつ必要な就労支援を支援者に対して行い、令和五年度において、福祉施設の利用者のうち、必要な者が公共職業安定所の支援を受けることで、一定割合の者が就職に結びつくよう、公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数の見込みを設定する。	

<障害福祉サービス、相談支援>

区分	サービスの種類	見込み量	見込み量の設定に当たり勘案すべき事項				
			現に利用している者の数	障害者等のニーズ	平均的な一人当たり利用量	施設入所者の地域生活への移行者数 (成果目標)	福祉施設利用者の一般就労への移行者数（成果目標）
訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	利用者数 利用時間数	○	○	○	○	
日中活動系	生活介護	利用者数 利用日数	○	○	○	○	
	自立訓練（機能訓練）	利用者数 利用日数	○	○	○	○	
	自立訓練（生活訓練）	利用者数 利用日数	○	○	○	○	
	就労移行支援	利用者数 利用日数	○	○※1	○	○	○
	就労継続支援（A型）	利用者数 利用日数	○	○※2	○	○	
	就労継続支援（B型）	利用者数 利用日数	○	○	○	○	
	就労定着支援	利用者数	○	○			○
	療養介護	利用者数	○	○			
	短期入所（福祉型・医療型）	利用者数 利用日数	○	○	○	○	

※1：特別支援学校卒業者等、休職者で復職を希望する者、新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数を含む
※2：地域の雇用情勢等も勘案して必要なサービス量を見込む

＜障害福祉サービス、相談支援＞

区分	サービスの種類	見込み量	見込み量の設定に当たり勘案すべき事項				
			現に利用している者の数	障害者等のニーズ	平均的な一人当たり利用量	施設入所者の地域生活への移行者数（成果目標）	福祉施設利用者の一般就労への移行者数（成果目標）
・施設系 居住支援	自立生活援助	利用者数	○	○※3		○	
	共同生活援助	利用者数	○	○		○	
	施設入所支援	利用者数	○	○※4		△※5	
相談支援	計画相談支援	利用者数	○	○			
	地域移行支援	利用者数	○	○		○	
	地域定着支援	利用者数	○	○※3		○	

※3: 単身である障害者の数・居住している家族による支援を受けられない障害者の数を見込む
※4: グループホーム等での対応が困難な者といった真に必要と判断される数を見込む
※5: 地域生活への移行者数を控除して見込む

＜相談支援体制の充実・強化等＞

事 項	
総合的・専門的な相談支援の実施	障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導助言
	地域の相談支援事業者の人材育成のために行う支援の実施
	地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施

＜地域生活支援拠点等＞

事 項
地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討の年間の実施回数

発達障害者支援の一層の充実について

基本指針への記載(案)

- 発達障害者及び発達障害児(以下「発達障害者等」という。)の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、各市町村において保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるようペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障害者等及びその家族等に対する支援体制の充実を図ることを基本指針に盛り込むこととしてはどうか。
- また、発達障害の診断待ちが深刻な状況となる中、発達障害者等に対して適切な支援を行うためには、発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性について基本指針に盛り込むこととしてはどうか。

活動指標(案)

- 上記の基本的考え方を踏まえ、第6期障害福祉計画の基本指針においては、発達障害者等及びその家族等に対する支援体制について、活動指標を次のように設定してはどうか。

【活動指標】

- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数
- ペアレントメンターの人数
- ピアサポートの活動への参加人数

(参考)

- ・ペアレントトレーニングを導入している市区町村数:271市区町村
- ・ペアレントプログラムを導入している市区町村数:141市区町村
- ・ペアレントメンターの人数:2,149人(都道府県・指定都市が認定している人数)

※平成30年4月1日時点

※厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室 調べ

※ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数、ピアサポートの活動への参加人数は把握していない。

※ペアレントトレーニング、ペアレントプログラムについて、別途都道府県が実施している場合もある。

＜発達障害者支援関係＞

事 項
発達障害者地域支援協議会の開催回数
発達障害者支援センターの相談件数
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言回数
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(追加)
ペアレントメンターの人数(追加)
ピアサポートの活動への参加人数(追加)

＜障害児支援＞

サービスの種類	見込み量	現に利用している障害児の数	障害児等のニーズ	医療的ケアを必要とする障害児のニーズ	平均的な一人当たり利用日数	地域における児童数の推移	保育所や認定こども園、幼稚園、放課後児童クラブ等での障害児の受入状況	入所施設から退所後に利用が見込まれる障害児の数
児童発達支援	利用児童数 利用日数	○	○	○	○	○	○	○
医療型児童発達支援	利用児童数 利用日数	○	○	○	○	○	○	○
放課後等デイサービス	利用児童数 利用日数	○	○	○	○	○	○	○
保育所等訪問支援	利用児童数 利用日数	○	○	○	○	○	○	
居宅訪問型児童発達支援	利用児童数 利用日数	○	○	○	○	○		
障害児相談支援	利用児童数	○	○	○		○		
福祉型障害児入所施設	利用児童数	○	○	○		○		
医療型障害児入所施設	利用児童数	○	○	○		○		

事 項

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

<精神障害者関係>

事 項	第6期障害福祉計画の活動指標の考え方
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	・第5期障害福祉計画における成果目標であり、第5期の計画期間中に、都道府県において、全圏域における協議の場の設置が見込まれる。 ・地域アセスメントに基づいた課題の抽出、地域における重層的な連携による支援体制の構築に係る協議の場の活動を推進していくため、市町村ごとの協議の場の内容に係る以下の事項について、活動指標として設定する。 <市町村の協議の場における以下の内容> ・開催回数 ・保健、医療（精神科及び精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数 ・協議の場における目標設定及び評価の実施回数
精神障害者における障害福祉サービス種別の利用	・精神障害者の障害福祉サービスの利用状況を把握し、基盤整備の過不足等について把握するため、以下の事項について、活動指標として設定する。 ・地域移行支援の利用者数 ・共同生活援助の利用者数 ・地域定着支援の利用者数 ・自立生活援助の利用者数
精神病床からの退院患者の退院先	・都道府県において、精神障害者が地域生活を送るために必要な基盤整備の内容を把握するため、以下の事項について、活動指標として設定する。 ・精神病床からの退院患者の退院先別の人数

<障害福祉サービス等の質の向上>

事 項

都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数(市町村)

障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数(市町村)

都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数(都道府県、政令市、中核市)